

〇前出新聞記者並に「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其
 中の労働の組織を以て「日本の労働者運動の発展」を盛らして其

たる書簡等の示したる大いなる好意は、日本の組織労働者に尠からぬ好感を與へた。

其の第二は日本政府の労働代表任命手續の進歩である。日本政府はヴェルサイユ條約第三百八十九條に就ての從來の誤れる解釋を尙依然として改めないけれども兎に角、組織労働者のみに其の代表者を選擧する權利を與へて、非組織労働者を全然それより排除せる手續を採用するに至つたことは從來に比し確かに一進歩である。

其の第三は、吾々の經驗の進歩である。吾々の運動の歴史は短く組合數は未だ尠いけれども後に述べるが如く頗る困難な境遇の下に於て幾多の苦闘を経たるが故に、今や嚴然として動かすべからざる基礎を作るに至つたのである。それ故に吾々は國際労働機關に参加するも、之れが爲めに日本の労働組合運動の上に何等の悪影響を起さざるのみならず、寧ろ多少なりとも日本の労働組合運動の上に善き刺戟を與ふるであらう事を確信するに至つたのである。